平成２２年（フ）第６１４８号
大阪市東淀川区柴島２丁目13番17号　セジュール未来201号
債務者　髙橋　聖子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２３３号
大阪市北区本庄東３丁目５番13―1005号
債務者　末川　京史
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２８９号
大阪府東大阪市高井田元町１丁目12番26号アベニューかずや202号
債務者　西山　恵子（旧姓長澤）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３０５号
大阪府東大阪市東石切町３丁目４番10号
債務者　深川　京一
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３１１号
大阪府四條畷市岡山２丁目19番16―502号
債務者　野島　淳子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５号
北海道北見市中央三輪９丁目７番地10
債務者　深田　雄一
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
群馬県高崎市新町2046番地
債務者　武井　　一
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２２８号
群馬県高崎市箕郷町西明屋548番地６　ヒルタウンみのわⅡ101号
債務者　矢吹　　学
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５５１号
埼玉県日高市武蔵台２丁目23番15号
債務者　重谷　昌史
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５６５号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１―８―205
債務者　藤田　政広
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５６６号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１―８―205
債務者　藤田　惠子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５７４号
埼玉県所沢市三ケ島５丁目1937番地の10
債務者　強矢　浩幸
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５７９号
埼玉県川越市大字並木241番地１　シャンティービル305号室、前住所埼玉県川越市大字並木77番地15
債務者　満尾耕一郎
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５９０号
埼玉県狭山市柏原41番地の12
債務者　土屋　　瞳
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５９１号
埼玉県狭山市柏原41番地の12
債務者　熊坂　絹代
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３０１号
埼玉県本庄市寿１丁目10番２号　スカイガーデンB102
債務者　遠藤　純弘
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３３８号
埼玉県羽生市南５丁目19番地12
債務者　神山　朋子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３４７号
埼玉県本庄市柏２丁目７番９号
債務者　長弓　ハツ
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部